

〔記入注意〕 この実務経歴書は勤務先（自営業を含む）毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、一級建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者が当該書類の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

国土交通大臣 殿  
中央指定登録機関  
公益社団法人日本建築士会連合会

氏名 建築 士郎

勤務先等

勤務先(部課名まで)	所在地(番地まで)	在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
〇〇県立〇〇工業高等学校 〇〇科	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	H30年 4月～ R4年 4月	4年 1月
在職期間(新しい順に記入)		地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第一条の二)
年月～年月	年月数		
R2年4月～R4年3月	2年 0月	教諭	建築教育に関する実務
年 月～年 月	年 月		
年 月～年 月	年 月		

建築実務の詳細(申請する実務を新しい順に記入)

建築実務経験期間の合計

2年 0月

( 1 )	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
	工業高校における教育	—	R2年 4月～R4年 3月	100 %	2年 0月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等)					
〔 11C-01 〕					
〇〇県立〇〇工業高等学校の建築科において、令和2年度に〇年生、令和3年度に〇年生に対して建築計画及び建築設計製図の授業を担当した。					

( 2 )	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
			年 月～年 月	%	年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等)					
〔 〕					

記入のポイント	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
	〇〇(高校、専門学校等)における教育	未記入と区別するため「-」を記載	RO年〇月～RO年〇月	〇〇%	〇年〇月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等)					
〔 〕					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築教育に関する実務は平成20年11月28日から令和2年2月29日までは建築士登録対象実務の対象外となっているので注意する事。</li> <li>・建築教育に関する実務とは、一級建築士試験の学科(計画、環境・設備、法規、構造、施工)の全科目及び設計製図の授業を行うことができる教員、講師等(役職名は不問)を対象とする。</li> </ul>					

## 【×認められない記入の例】

### ■対象実務ではない期間に行った実務を記載している場合

	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
( 1 )	工業高校の教員	〇〇県〇〇市	H30年4月～ H31年 3月	100 %	1年 0月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等) [ 11C-01 ] 〇〇県立〇〇工業高等学校の建築科において、令和2年度に〇年生、令和3年度に〇年生に対して建築計画及び建築設計製図の授業を担当した。				

建築教育に関する実務は、平成20年11月28日～令和2年2月29日（Bコードの期間）の期間は、対象外の実務です。

### ■大学の教員の場合

原則×	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	建築実務の割合	年月数
( 1 )	大学の授業	〇〇県〇〇市	R2年4月～ R3年 3月	100 %	1年 0月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延べ面積・担当業務 等) [ 10C-01 ] <u>〇〇大学の工学部建築学科の2年生を対象に、建築計画と設計製図の授業を担当した。</u>				

大学の教員の方が行った授業は、原則、対象外です。  
ただし、以下2点に該当する場合は実務経験として認められます。

- 登録申請者が一級建築士の学科試験の全科目（計画、環境設備、法規、構造、施工）の授業、かつ設計製図の授業を行うことができること。
- 上記の授業を行えることについて、実務経歴証明者（学長または研究科長）が、証明すること。